

# 伊達市立学校に係る部活動の方針

令和7年6月1日

伊達市教育委員会学校教育課

## I 本方針策定の趣旨

中学校の学習指導要領において学校部活動は、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。」と明確に示されている。また、学校部活動は、「学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、持続可能な運営体制が整えられるようにする。」と示されている。

「伊達市立学校に係る部活動の方針」は、本市が令和3年4月に策定した「伊達市部活動ガイドライン」を基本とし、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）スポーツ庁・文化庁」や県の「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」を踏まえて、更なる部活動改革の推進をめざし、学校現場における部活動の具体的な指導の在り方、内容や方法について必要である又は配慮すべき基本的な事項等についての留意点を示したものである。

子供たちの健やかな成長のために、持続可能な文化・スポーツ活動に向けた環境を整備し、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して作成した本方針の趣旨について理解し、各学校が効果的・計画的な指導の在り方を探求することで、学校部活動が一層充実することを期待する。

## II 学校教育における部活動の位置付けと意義

### 1 学校部活動の位置付け

#### (1) 中学校学習指導要領における学校部活動の位置付け

<中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編>

③ 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようするものとする。

<中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 一部改訂>

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、・・・（中略）なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあります、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。

学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動である。令和6年12月にスポーツ庁、文化庁、文部科学省から示された「部活動改革に伴う学習指導要領開設の一部改訂について（通知）」により、自主的・自発的な参加という点がさらに明確になった。

## 2 学校部活動の意義

- (1) 学校部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会もある。学校部活動は、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。
- (2) 学校部活動は、次にあげるような教育的意義を有する。
  - ① 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。
  - ② スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等の資質・能力の育成に資するものであるとの意義を有する。
  - ③ 中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることが期待される。

## III 適切な休養日や練習時間の設定等

### 1 適切な部活動休養日の設定

#### (1) 休養日の設定

学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けることとし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

#### (2) 休養日の振替の設定

土・日曜日に大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）が実施される場合は、1ヵ月以内の別日に休養日を振り替える。

#### (3) 長期休業中における休養日の設定

原則、土・日曜日は、休養日とする。また、夏季休業期間中の閉学日（例8月13日～15日）及び年末年始の閉学日（12月29日～1月3日）を休養日として徹底する。

### 2 適切な部活動練習時間の設定

練習日、練習時間の制限を設けることで、生徒の学習時間等を確保するとともに、教員の授業準備などの時間も十分に確保する。

#### (1) 練習時間の上限の設定

平日2時間、休日3時間（準備、後片付けも含む）を上限とする。

大会参加や練習試合等により、活動時間が延びる場合は、部活動の特性や生徒の体力、意欲等

を考慮し、別日の練習を短くしたり、別日を休養日としたりして生徒の休養を確保する。

- (2) 生徒の健康・安全を第一に考えるとともに、併せて教職員の多忙化解消も図る。

### 3 大会等への参加の見直し

- (1) 学校は、生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないように、参加する大会等の見直しを図る。
- (2) 学校は、各種大会への参加について、教育課程上の行事等を優先するとともに、生徒や家庭に過度な負担をかけないように留意する。
- (3) 本教育委員会としては、各種大会や地域の行事等に参加することが生徒や学校部活動の指導者の負担とならないように、大会や行事等の統廃合や簡素化を主催者に要請する。

### 4 教職員の働き方改革の必要性

上記1～3については、各学校においても下記の目標を踏まえること。

「教職員働き方改革福島県教育委員会では、「学びの変革」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ります。そして、以下の4つの目標を達成することで、学校全体の Well-being をかなえる教職員の姿を実現します。

- 仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
- 質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
- 全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にします。  
(福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則)
- 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。

(「教職員働き方改革アクションプラン」(令和7年2月26日改訂)から引用)

## IV 適切な学校部活動運営のための体制整備

### 1 学校における部活動の役割の明確化と目標、指導の在り方

- (1) 校長は、教職員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で学校部活動の役割を明確にするとともに、運営や指導の目標、方針を検討、作成し、日常の運営や指導について、部活動顧問等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報の共有を図る。
- (2) 学校部活動運営に当たっての役割は以下のとおりである。

<管理職>

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ○ 学校の部活動に係る活動方針の作成 | ○ 危機管理体制の整備と講習会実施 |
| ○ 学校部活動の編成と管理      | ○ 各部活動の運営状況の確認    |
| ○ 学校部活動に係る校内研修会の実施 | ○ 大会、練習試合、合宿等の掌握  |
| ○ 引率業務の管理          | ○ 部活動顧問の服務管理      |
| ○ 関係機関との連絡・調整      | ○ 部活動指導員、外部指導者の活用 |

<部活動顧問、部活動指導員、外部指導者（以下、部活動の指導者）>

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ○ 活動計画の作成（年間・月間）      | ○ 施設、用具の管理と事故防止    |
| ○ 実技指導（安全指導を含む）       | ○ 部員の健康管理          |
| ○ 学校部活動予算の確保と管理       | ○ 大会や練習試合等の引率      |
| ○ 関係競技団体及び保護者との連携     | ○ 研修会参加による指導技術等の向上 |
| ○ 部活動指導員、外部指導者との連携、調整 |                    |

## 2 学校部活動に係る活動方針・年間活動計画等の作成

- (1) 校長は、「伊達市立学校の部活動に係る方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表するとともに、その運用を徹底する。
- (2) 学校部活動の指導者は、担当する部活動の年間活動計画を作成し、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないよう適宜、指導・是正を行うこととする。

## 3 学校部活動の見直しと複数顧問制の導入

- (1) 校長は、学校部活動の設置数を精選し、一つの部活動に対し複数顧問の配置の推進に努める。
- (2) 学校部活動の指導時間については、部活動の指導者間で調整し、部活動指導時間に偏りがないように努め、校務の処理や生徒と向き合う時間を確保するように努める。

## 4 保護者との連携

- (1) 部活動の指導者は、年度当初に保護者に対して活動方針や年間計画を説明し、その後、休養日や練習時間を明記した練習計画等を毎月配布し、理解が得られるようにする。
- (2) 保護者との連絡体制を構築し、緊急時の対応について確認する。
- (3) 保護者の経済的負担に配慮するとともに、個人で購入が必要な場合は、説明し理解を得る。

## 5 地域との連携

- (1) 学校は、地域の体育協会やスポーツ少年団等、様々な競技団体やレクリエーション団体と連携し、技術指導の依頼や交流等の様々な方策を検討する。
- (2) 学校は、地域の団体等と連携する場合、学校部活動の活動量や程度について共通の認識を持ち、生徒の負担にならないような取組に配慮する。

## 6 部活動指導員※1及び外部指導者※2の活用

〔※1 部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行う。  
※2 外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等を行う〕

- (1) 学校が、地域人材等を部活動指導員及び外部指導者として配置する場合には、「学校部活動は、学校教育の一環として進められる教育活動である」ことを踏まえ、学校の教育目標や方針、学校部活動の目標等について、十分な共通理解を図る。
- (2) 部活動指導員及び外部指導者を活用する場合は、次のことに留意する。

- ① 学校全体で、部活動指導員及び外部指導者の配置の方針等を確認し、保護者にも周知する。
  - ② 部活動指導員及び外部指導者は、指導するスポーツ・文化芸術に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。
  - ③ 部活動顧問は、部活動指導員及び外部指導者と、活動方針や活動内容、活動計画の作成などについて、常に情報を共有し適切に連携を図る。
- (3) 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、次のことを確認する。
- ① 部活動顧問、部活動指導員、外部指導者の役割を分担する。
  - ② 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。
  - ③ 不適切な指導と体罰の禁止について必ず確認する。
  - ④ 生徒間トラブルや生徒からの相談などへの対応方法について確認する。
  - ⑤ 練習時間や休養日の確認をする。
- (4) 校長は、部活動指導員及び外部指導者に問題となる指導について周知する。
- ① 独自の判断により、活動日程、活動場所、活動内容等を変更すること。
  - ② 独自の判断により、練習試合や大会等へ参加すること。
  - ③ 学校で定めた活動時間を守らなかったり、学校外で独自の指導を行ったりすること。
  - ④ 学校の方針に反する指導等を行うこと。
- (5) 教育委員会は、部活動指導員に対し任用前及び任用後の定期において研修を実施する。
- ① 学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと。
  - ② 生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと。
  - ③ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること

## 7 緊急時に備えた体制整備

- (1) 万が一の事故発生に備え、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立する。
- (2) 学校の危機管理マニュアルに必ず明記する。

## ▽ 部活動での適切な指導に向けて

### 1 生徒の心身の健康管理及び事故防止

- (1) 生徒一人一人の健康、体力等の状況を事前に把握し、練習中においても疲労状況や精神状況を把握しながら指導を行う。
- (2) 心身両面での負担が大きいリーダーとなる生徒に対しては、適切な助言や支援を行う。
- (3) 生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習に留意する。
- (4) 生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認に留意する。
- (5) 事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- (6) 救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法を習得するなど、部活動の指導者一人一人が、常に最悪の場合を想定し指導にあたる。
- (7) 障がいのある生徒については、既往症の把握や行動・健康の観察に留意しながら指導にあたる。

- (8) 熱中症予防については、「熱中症予防のための運動指針」(公益財団法人 日本スポーツ協会)を目安に適切な対策を講じる。
- (9) 生徒が意欲的に活動に取り組める働きかけを行う。

## 2 部活動の指導者の体罰及びハラスメントの根絶

- (1) 体罰は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に違反する行為であり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。
- (2) 生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）は、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導にあたる。
- (3) 生徒との私的な電子メール等のやりとりは行わない。
- (4) 校長及び部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部活動の指導者は、科学的な理論や根拠に基づいた指導法や新たに開発された練習法などを積極的に習得し、日頃の指導に生かすようとする。
- (2) 文化部活動の指導者は、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を図るなど、短時間で効果が得られる指導を行うようとする。

## 4 指導者としての資質・能力の継続的な向上

- (1) 校長は、「学校部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、部活動の指導者に対して、学校部活動の意義、運営や指導の在り方について、定期的な研修等により共通理解を図る。
- (2) 部活動の指導者は、技術指導以外の生徒の発達段階や成長による心身の変化（心理、生理、休養、栄養）、マネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な指導力を身に付ける。

# VI 環境の整備と地域連携

## 1 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化の芸術環境の整備

- (1) 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず指導を望む教師もいない場合には、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- (2) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行う。
- (3) 教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

## **2 学校部活動の地域連携**

- (1) 教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- (2) 教育委員会及び校長は、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との多様な交流の機会を設けることも検討する。
- (3) 教育委員会及び校長は、地域で実施されている同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。
- (4) 教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように配慮する。

## **VII 準用**

小学校及び中学校の特設部についても、本方針を準用する。